

令和5年度 会津美里町立本郷小学校いじめ防止基本方針

○ はじめに

会津美里町立本郷小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年）10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起きるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てたりされる。
 - ・ くつに画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実務的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭
(必要に応じて、S C・子どもと親の相談員)
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力や素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団作りを進めるために、居場所作りや絆作りをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者および地域に対し、学校基本方針および取り組みについての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該児童にかかるいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると時。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

- ア 重大事態が発生した場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童および保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた児童および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

(6) 年間計画

月	生徒指導協議会 (いじめ防止対策会議)	相談・実態調査	校内研修	学校評価
4	第1回 生徒指導協議会	顔合わせ相談	実態の共通理解	計画・目標の作成 と提示
5	第2回 生徒指導協議会	家庭訪問		
6	第3回 生徒指導協議会	QUテスト① 生活アンケート① 教育相談①		
7			QUテストの活用	
8	第4回 生徒指導協議会			
9	第5回 生徒指導協議会			
10	第6回 生徒指導協議会			
11		生活アンケート② 教育相談② QUテスト②		
12	第7回 生徒指導協議会	個別懇談		年間評価
1	第8回 生徒指導協議会			
2	第9回 生徒指導協議会	教育相談③		報告
3				

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。